【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2019年9月3日

【計算期間】 第7期(自 2018年12月4日 至 2019年6月3日)

【ファンド名】DRC 日本株アクティブファンド【発行者名】アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-6774-5100

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

当ファンドの信託金限度額は、2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

国内株式に実質的に投資を行い、市場全体の上昇トレンドをとらえながら も、相場下落時には基準価額の下落リスクを低減させることをめざします。

- ●わが国の株式への投資は、「DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2」受益証券 (以下、「マザーファンド」といいます。)および株価指数先物取引への投資を通じて行います。
- ●マザーファンドの組入比率は、原則として信託財産の純資産総額に対して50%程度とすることを基本とします。
- ●市場環境や運用状況等に応じて、マザーファンドへの投資に加え、株価指数先物を買い建てもしくは売り建てることにより、株式の実質組入比率(*)を機動的に変更します。株式の実質組入比率の調整は、信託財産の純資産総額の概ね5%~100%の範囲で行います。
- ●マザーファンドおよび株価指数先物取引のほか、短期金融資産等に投資を行います。また、 上場投資信託証券(ETF)に投資する場合もあります。ただし市場環境や運用状況等によって上記のとおりとならない場合があります。
- (*)株式の実質組入比率とは、信託財産の純資産総額に対するマザーファンドおよび株価指数先物取引への投資を通じた株式の実質的な組入比率をいいます。

国内株式の実質的な銘柄選定にあたっては、高い成長性を有するまたは 割安な株価水準にある投資魅力度の高い銘柄に投資します。

- ●マザーファンドにおける国内株式の運用では、企業調査アナリストによる定性分析および独 自開発モデルによる定量分析を活用します。
- ●上記の分析結果を踏まえ、ファンドマネジャー独自の企業調査に基づくファンダメンタルズ 分析を加味し、銘柄選定を行います。

基準価額の下落を一定水準(下値目安値(**))までに抑えることをめざします。

- ●国内株式市場全体の上昇時には、原則としてマザーファンドへの投資に加え株価指数先物の 買い建てを行い、株式の実質組入比率を引き上げることで値上がり益の獲得をめざします。
- ●国内株式市場全体の下落時には、原則としてマザーファンドに投資しつつ株価指数先物の売り建てを行い、株式の実質組入比率を引き下げることで基準価額の下落を抑えることをめざします。
- ●「下値目安値」を設定し、基準価額の下落をこの「下値目安値」までに抑えることをめざします。「下値目安値」は、6ヵ月毎の決算日(毎年6月および12月の各2日(休業日の場合は翌営業日))における基準価額から-7%の水準とします。
- ●株式の実質組入比率の変更は、原則として株価指数先物取引への投資を通じて行いますが、運用状況等によってマザーファンドの組入比率を引き下げる場合があります。
- (**)基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません(相場急落時等には、基準価額が下値目安値を下回る場合があります。)。また、下値目安値は、委託会社の判断により今後変更する場合があります。
- ※運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社からの投資助言を活用し、実質的な組入銘柄の選定や株式の実質組入比率を決定します。



年2回の決算日において、収益分配を行うことをめざします。

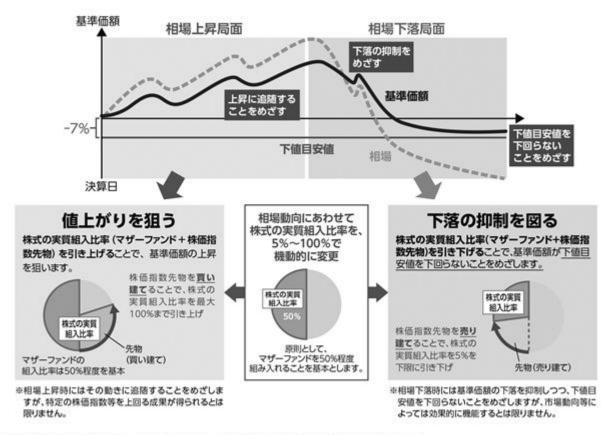
- ●年2回の決算日(毎年6月および12月の各2日(休業日の場合は翌営業日))において、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ●将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお 約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超える場合には、当該超過部分について分配対象額の範囲内で全額分配を行うことをめざします。ただし、資金動向や市況動向等により上記のとおりとならない場合があります。

■株式の実質組入比率変更のイメージ

基準価額の水準や市場環境等に応じて、株価指数先物取引等を活用することで、株式の実質組入比率 を機動的に変更します。

※株式の実質組入比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。



- ※市場環境や運用状況等によっては、マザーファンドの組入比率を引き下げることがあります。
- ※下値目安値は、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません。
- ※株式の実質組入比率とは、信託財産の純資産総額に対するマザーファンドおよび株価指数先物取引への投資を通じた株式の実質的な組入比率をいいます。
- ※上記はイメージ図でありマザーファンドにおける株式組入比率が100%の場合を想定しています。また、上記イメージ図は、実際にはこれと異なる場合があります。

商品分類表

単位型投信	投資対象地域	投資対象資産
追加型投信	投員 刈 豕地塊 	(収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式 債 券 不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

追加型投信		一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の
		信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内		目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資
		収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいい
		ます。
株 式		目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資
		収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

周住区万衣			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般		(日本を含む)	
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券		北米	ファミリー
一般	年6回		ファンド
公債	(隔月)	区欠州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	ファンド・オ
	その他		ブ・ファンズ
その他資産	()	アフリカ	
()			
		中近東	
資産複合		(中東)	
(投資信託証			
券 (株式) 、		エマージング	
先物、ET			
F、短期金融			
資産)			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

属性区分定義

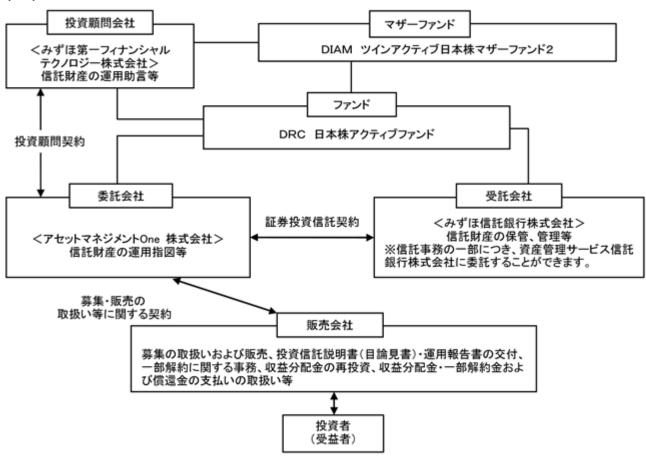
資産複合 (投資信託証券 (株式)、先物、 ETF、短期金融資産) 資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産(投資信託証券、先物、ETF、短期金融資産)を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

(2)【ファンドの沿革】

2015年12月4日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。 当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再 投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めた ものです。

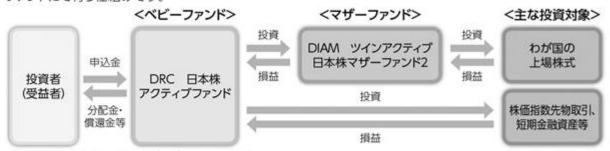
「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社(みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)との間においては、 当ファンドおよびDIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2の運用にかかる助言契約が 締結されております。当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任 等について規定したものです。

「ファミリーファンド方式」とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※当ファンドは上場投資信託証券(ETF)へ投資する場合もあります。

※DRCとはDownside Risk Control (下落リスク制御)の頭文字をとったものです。

委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2019年6月28日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日 会社設立

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・ア

セットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名

を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMア 2008年1月1日

セットマネジメント株式会社」に商号変更

DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、 2016年10月1日

新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、

商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2019年6月28日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 1	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%

1: A種種類株式(15,510株)を含みます。

2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生 命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

<投資対象>

「DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2」受益証券、株価指数先物取引、短期金融 資産等を主要投資対象とします。なお、上場投資信託証券(ETF)に投資する場合もありま す。

<投資態度>

主として、「DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2」受益証券(以下、「マザー ファンド」ということがあります。)および株価指数先物取引への投資を通じて、国内株式へ実 質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目的として、積極的な運用を行います。

マザーファンドにおける国内株式の銘柄選択にあたっては、高い成長性を有するまたは割安な株 価水準にある投資魅力度の高い銘柄に投資します。

基準価額の水準や市場環境等に応じて、国内株式の実質組入比率を機動的に変更(*)すること で、国内株式市場全体の上昇時には値上がり益の獲得をめざし、市場下落時には基準価額の下落を 一定水準(下値目安値(**))までに抑えることをめざします。なお、下値目安値は、6ヵ月毎の 決算日に改定します。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

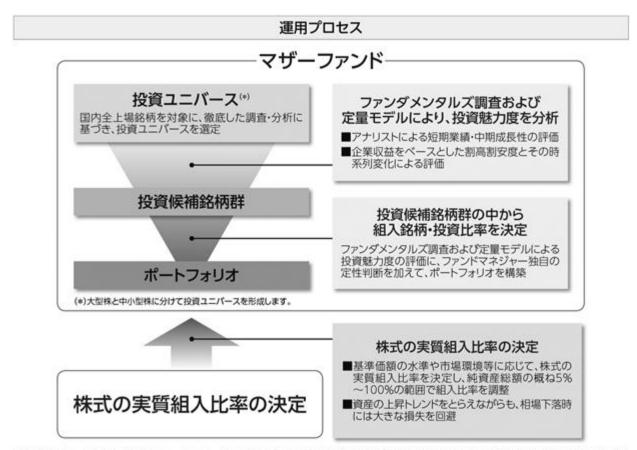
- (*)国内株式の実質組入比率の変更は、信託財産の純資産総額の概ね5%~100%の範囲で行いま す。また、マザーファンドの組入比率は、信託財産の純資産総額の50%程度を基本とします。国 内株式の実質組入比率の変更は、原則として株価指数先物取引への投資を通じて行いますが、市 場環境や運用状況等によりマザーファンドの組入比率を引き下げる場合があります。
- (**)基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません(相場 急落時等には、基準価額が下値目安値を下回る場合があります。)。また、当該水準は、委託会 社の判断により今後変更する場合があります。

運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社からの投資助言を活用し、実 質的な組入銘柄の選定や国内株式の実質組入比率を決定します。

マザーファンドおよび株価指数先物取引への投資に加えて、短期金融資産等(*)に投資を行いま す。また、上場投資信託証券(ETF)に投資を行う場合があります。

(*)市場環境によっては、残存期間3年以下の債券に投資することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。



※運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社からの投資助言を活用し、実質的な組入銘柄の選定や国内株式の 実質組入比率を決定します。

重要な運用方法としてのデリバティブ取引に関する事項

当ファンドにおいては、投資目的を効率的に達成するために、株式関連の派生商品(先物取引等)に 原則として、投資を行います。詳しくは、前記ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性 格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。この場合、委託会 社は最良執行の実現に資する取引相手方を選定し、取引を行います。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - 八.金銭債権
 - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

運用の指図範囲等(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるDIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を 含みます。)
- 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条 第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 10.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)、新株予約権証券および新投資口予約権証券

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.~12.の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを いい、振替受益権を含みます。)
- 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 18.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 23.外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用の指図範囲等(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

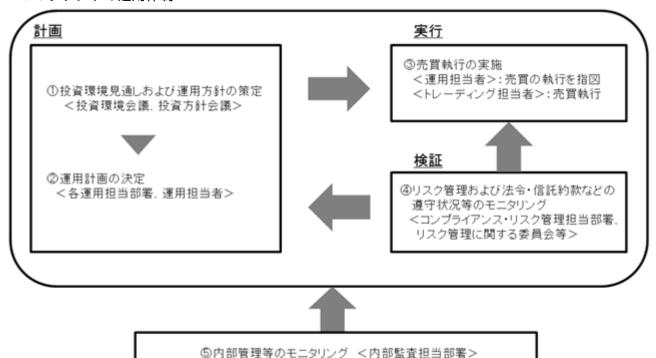
(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド 2					
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行いま					
	す。					
主な投資対象	わが国の上場株式を主要投資対象とします。					
投資態度	1.主としてわが国の上場株式に投資し、東証株価指数(TOPIX) を中長期的に上回ることを目的として運用を行います。 2.運用にあたっては、独自開発モデルによる計量分析および企業調査アナリストによ					
	る定性分析の結果を活用し、企業ファンダメンタルズおよび株価バリュエーション 。					
	の両面で投資魅力度の高い銘柄を選定します。					
	3.株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。					
	4. 運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社からの投資助					
	言を活用し、組入銘柄の選定を行います。					
	東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的 財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権 利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有 しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売さ れるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因する いかなる損害に対しても、責任を有しません。					
主な投資制限	1.株式への投資割合には制限を設けません。					
	2.外貨建資産への投資は行いません。					
	3.投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資					
	産総額の5%以下とします。					
	4.スワップ取引、金利先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しま					
	す。					
	5.非株式投資割合は、信託財産総額の50%以下とします。					
	6.一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、					
	債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資					
	産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものと					
	し、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託					
	協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。					

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



017070-117070-1170700-1170700-1170700-11707070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-117070-11707

投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良 執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度)は、 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニ タリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・ 効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b.ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2019年6月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年6月および12月の各2日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として 次のとおり収益分配を行う方針です。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象 額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- (1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1)信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (2)上記(1)の1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

マザーファンドの投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限) 株式への実質投資割合は、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資 制限)

マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

スワップ取引、金利先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限らず行うことができます。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第20条)

1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約

2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)上記1)の信用取引の指図は、次の1.~6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について 行うことができるものとし、かつ次の1.~6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとしま す。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新 株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(約款第22条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- 2)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図(約款第24条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第25条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理 的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.~2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2)上記1) 1.~2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第32条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

・株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。当ファンドは株式の実質組入比率を変更することで、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行いますが、当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追随できない場合があります。当ファンドは運用に当たって株価指数先物取引を活用しますが、組入株式と株価指数先物の価格変動率は一致するものではありません。そのため、株式の実質組入比率を引き下げるために株価指数先物を売り建てる場合、組入株式と株価指数先物の値動きの差がファンドの収益となる場合がある一方、損失となる場合があります。

・流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落 要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

・信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となり ます。

当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式・債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

・金利リスク

金利の上昇(債券の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を 含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算 期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

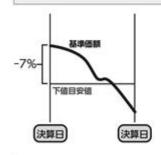
受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこ とで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少すること となり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行 う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

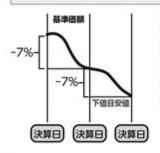
当ファンドは下値目安値を決算日の基準価額をもとに決定し、損失の抑制をめざして株式の実質 組入比率を調整します。ただし、損失が常に一定範囲に限定されるわけではないこと、また、相 場の上昇トレンドに追随できない場合があることにご留意ください。

基準価額が下値目安値を割り込むケース



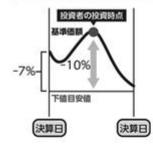
当ファンドは基準価額の下 落を下値目安値までに抑え ることを目標としますが、市 場環境等によっては、基準 価額が下値目安値を割り込 む可能性があります。

基準価額が長期的に下落するケース



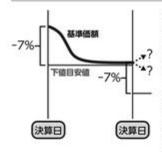
下値目安値は6ヵ月毎の決 算日にその時点の基準価額 をもとに定められます。そ のため、当ファンドの基準価 額は長期的に7%以上下落 する場合があります。

決算日と決算日の間で投資するケース



当ファンドの基準価額が直 近の決算日の基準価額より も上昇し、この時点で投資 者が当ファンドへ投資され た場合、次回決算日までの 基準価額の下落率は7%以 上となる場合があります。

基準価額が下値目安値近辺を推移するケース



当ファンドは、基準価額が下値目安値に近づくにつれ、株式の実質組入比率を5%程度まで低下させることがあります。その結果、基準価額が下値目安値近辺で推移する可能性があり、次回決算日までの間で相場が上昇に転じたとしても基準価額が追随できない場合があります。

ただし、次回決算日以降は新たな下値目安値が設定されるため、再び損失額をコントロールしながら、相場の上昇トレンドを捉えることをめざす運用を行います。

- ※下値目安値は、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません。
- ※上記はイメージ図であり、実際にはこれと異なる場合があります。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、当ファンドにつき受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

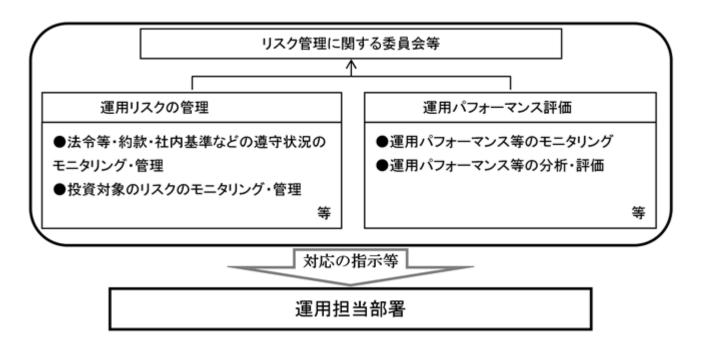
注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は 変動します。
- 口.投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ、投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 二.投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失 は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

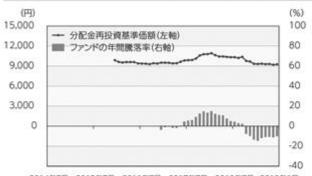
- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パ フォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の 報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行いま す。



リスク管理体制は2019年6月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

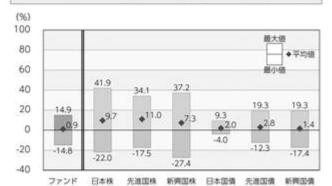
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- 2014年7月 2015年7月 2016年7月 2017年7月 2018年7月 2019年6月
- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年 閣騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2016年12月~2019年6月 代表的な資産クラス:2014年7月~2019年6月

- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	[東証株価指数(TOPIX)]は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をペースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は周指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	[NOMURA-BPI田債]は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を 表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社 に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するもので はなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローパル・ディパーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー が公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に 関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属 します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜3.00%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等に かかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.5552%^{*}(税抜1.44%)

*消費税率が10%になった場合は、年率1.584%となります。

支払先	内訳(税抜)	主な役務
委託会社	年率0.70%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基
		準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の
		送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図
		の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときに 信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

委託会社の信託報酬には、当ファンドおよびDIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド 2の投資顧問会社(みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)に対する投資顧問報酬が 含まれます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

- 1.信託財産留保額 ありません。
- 2. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金 の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンド の基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる 消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプ ション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財 産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手 数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、間 接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上 限額等を示すことができません。

上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりま せん。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得 税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告 不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除 の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用 されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が 行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に 相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株 式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託お よび特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならび に上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択し たものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います (確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、2019年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相 当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配 金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

令和1年6月28日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)	
親投資信託受益証券		844,141,718	57.99	
内 日本		844,141,718	57.99	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		611,467,306	42.01	
純資産総額		1,455,609,024	100.00	

その他資産の投資状況

令和1年6月28日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)	
株価指数先物取引 (売建)	155,100,000	10.66	
内 日本	155,100,000	10.66	

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
- (注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(参考)

DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2

令和1年6月28日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)	
株式		813,451,400	96.36	
内 日本		813,451,400	96.36	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		30,700,136	3.64	
純資産総額		844,151,536	100.00	

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

令和1年6月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資比率
1	DIAM ツインアクティブ 日本株マザーファンド 2 日本	親投資信託受 益証券	806,556,200	1.0101 814,783,073	1.0466 844,141,718	-	57.99%

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年6月28日現在

種類	投資比率	
親投資信託受益証券	57.99%	
合計	57.99%	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

(参考)

DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2

令和1年6月28日現在

順	銘柄名	種類		簿価単価	評価単価	利率(%)	投資	
位	発行体の国/地域	業種	数量	簿価金額	評価金額	償還日	比率	
14	先1]体0万国/1633	未催		(円)	(円)	貝塩口	ιυ η.	
	ソニー	株式	4 700	5,830.87	5,648.00	-	0 4 40	
1	日本	電気機器	4,700	27,405,121	26,545,600	-	3.14%	
	日本電信電話	株式		4,612.73	5,017.00	-		
2	日本	情報・通信業	5,100	23,524,926	25,586,700	_	3.03%	
		株式		8,385.44	8,210.00			
3			2,900	·		-	2.82%	
	日本	化学		24,317,781	23,809,000	-		
4	ソフトバンクグループ	株式	4,000	4,941.00	5,165.00	-	2.45%	
	日本	情報・通信業	,	19,764,016	20,660,000	-		
5	キーエンス	株式	300	62,950.00	66,130.00	-	2.35%	
Ľ	日本	電気機器	300	18,885,000	19,839,000	-	2.55%	
	トヨタ自動車	株式	0.000	6,939.31	6,688.00	-	0.00%	
6	日本	輸送用機器	2,900	20,124,015	19,395,200	-	2.30%	
		株式		3,881.37	4,240.00	-		
7	日本	電気機器	4,000	15,525,503	16,960,000	_	2.01%	
\vdash		株式		15,050.93	14,725.00	_		
8			1,100	· ·			1.92%	
	日本	電気機器		16,556,024	16,197,500	-		
	三菱UFJフィナンシャル・	株式		619.97	512.00	_		
9	グループ	11120	31,200				1.89%	
	日本	銀行業		19,343,078	15,974,400	-		
10	三菱商事	株式	F 200	3,085.10	2,840.00	-	4 70%	
10	日本	卸売業	5,300	16,351,033	15,052,000	-	1.78%	
	第一三共	株式		4,291.00	5,635.00	-		
11	日本	医薬品	2,600	11,156,600	14,651,000	_	1.74%	
		株式		4,038.44	3,823.00	_		
12	日本	医薬品	3,600	14,538,410	13,762,800	_	1.63%	
		区 栄吅		14,556,410	13,702,000	-		
	パン・パシフィック・イン	144_45			0.040.00			
13	ターナショナルホールディン	株式	2,000	6,913.84	6,840.00	-	1.62%	
	グス		r					
	日本	小売業		13,827,691	13,680,000	-		
	三井住友フィナンシャルグ	株式		4,160.51	3,806.00			
14	ループ	1小工()	3,500	4,100.31	3,000.00	-	1.58%	
	日本	銀行業		14,561,814	13,321,000	-		
,_	ペプチドリーム	株式		4,980.59	5,510.00	-		
15	日本	医薬品	2,400	11,953,429	13,224,000	-	1.57%	
Н	НОҮА	株式		6,862.99	8,254.00	_		
16	日本	精密機器	1,500	10,294,487	12,381,000	_	1.47%	
$\vdash \vdash$	ダイフク					_		
17		株式	2,000	6,085.02	6,050.00	-	1.43%	
	日本	機械		12,170,041	12,100,000	-		
18	信越化学工業	株式	1,200	10,205.00	10,035.00	-	1.43%	
	日本	化学	.,	12,246,000	12,042,000	-		
19	日立製作所	株式	2 000	3,434.36	3,949.00	-	1.36%	
19	日本	電気機器	2,900	9,959,666	11,452,100	-	1.30%	
	ニトリホールディングス	 株式		14,440.96	14,280.00	-	4 6	
20	日本	小売業	800	11,552,771	11,424,000	-	1.35%	
ш	H TT	3 7078		.,,	., .= .,000			

有価証券報告書(<u>内国投資信</u>託受益証券)

					有 個証券	報古書 (内国投資信
21	スズキ	株式	2 200	5,567.35	5,064.00	-	
21	日本	輸送用機器	2,200	12,248,170	11,140,800	-	1.32%
22	東海旅客鉄道	株式	500	22,831.04	21,580.00	-	1.28%
22	日本	陸運業	500	11,415,520	10,790,000	-	1.20%
	SBIホールディングス	株式		2,553.14	2,667.00	-	
23	日本	証券、商品先物取引業	3,900	9,957,268	10,401,300	-	1.23%
24	三菱重工業	株式	2 200	4,822.54	4,691.00	-	1.22%
24	日本	機械	2,200	10,609,592	10,320,200	-	1.22%
25	ラクオリア創薬	株式	7,300	1,388.20	1,400.00	-	1.21%
25	日本	医薬品	7,300	10,133,925	10,220,000	-	1.21%
26	セコム	株式	1,100	9,574.54	9,274.00	-	1.21%
20	日本	サービス業	1,100	10,531,998	10,201,400	-	1.21/0
27	村田製作所	株式	2,100	5,887.56	4,840.00	-	1.20%
	日本	電気機器	2,100	12,363,885	10,164,000	-	1.20%
28	東京海上ホールディングス	株式	1,800	5,577.08	5,399.00	-	1.15%
	日本	保険業	1,000	10,038,752	9,718,200	-	1.15%
29	富士ソフト	株式	2,000	4,762.85	4,720.00	-	1.12%
	日本	情報・通信業	2,000	9,525,717	9,440,000	-	1.12/0
30	リクルートホールディングス	株式	2,600	3,182.71	3,594.00	-	1.11%
30	日本	サービス業	2,000	8,275,057	9,344,400	-	1.11/0

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年6月28日現在

	種類	投資比率
	株式	96.36%
Γ	合計	96.36%

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

令和1年6月28日現在

業種	国内/外国	投資比率
電気機器	国内	15.84%
情報・通信業		13.88%
機械		8.67%
医薬品		7.84%
サービス業		6.67%
化学		5.75%
小売業		5.47%
輸送用機器		5.18%
陸運業		4.78%
銀行業		3.47%
卸売業		3.25%
食料品		2.62%
建設業		2.48%
精密機器		2.09%
その他製品		1.93%
保険業		1.92%
証券、商品先物取引業		1.23%
その他金融業		1.01%
不動産業		0.85%
石油・石炭製品		0.81%
電気・ガス業		0.63%
合計		96.36%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

令和1年6月28日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
株価指数先物 取引	大阪取引 所	TOPIX 先物 0109月	売建	10	154,026,760	155,100,000	10.66%

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(参考)

DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド 2 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】 直近日(令和1年6月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成28年6月2日)	14,121	14,121	0.9575	0.9575
第2計算期間末 (平成28年12月2日)	6,730	6,730	0.9404	0.9404
第3計算期間末 (平成29年6月2日)	4,236	4,236	0.9855	0.9855
第4計算期間末 (平成29年12月4日)	2,701	2,895	1.0000	1.0716
第5計算期間末 (平成30年6月4日)	2,154	2,154	0.9725	0.9725
第6計算期間末 (平成30年12月3日)	1,683	1,683	0.9054	0.9054
第7計算期間末 (令和1年6月3日)	1,447	1,447	0.8550	0.8550
平成30年6月末日	2,088	•	0.9642	-
7月末日	2,030	-	0.9634	-
8月末日	1,942	-	0.9526	-
9月末日	1,904	-	0.9680	-
10月末日	1,717	-	0.9118	-
11月末日	1,681	-	0.9042	-
12月末日	1,603	-	0.8709	-
平成31年1月末日	1,583	-	0.8690	-
2月末日	1,579	-	0.8730	-
3月末日	1,513	-	0.8673	-
4月末日	1,486	-	0.8688	-
令和1年5月末日	1,452	-	0.8579	-
6月末日	1,455	-	0.8658	-

【分配の推移】

	1 口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0716
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	4.3
第2計算期間	1.8
第3計算期間	4.8
第4計算期間	8.7
第5計算期間	2.8
第6計算期間	6.9
第7計算期間	5.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の 直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価 額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の 基準価額10,000円(1万口当たり)を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

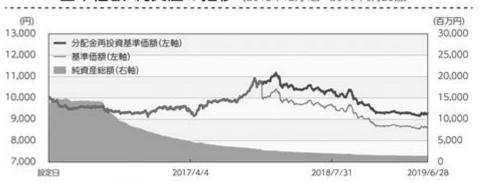
	設定口数	解約口数
第1計算期間	15,858,490,967	1,110,887,766
第2計算期間	161,977,169	7,752,809,646
第3計算期間	18,647,363	2,876,807,986
第4計算期間	19,848	1,597,045,197
第5計算期間	49,282,242	535,050,764
第6計算期間	0	356,424,682
第7計算期間	0	166,386,240

- (注1) 本邦外における設定及び解約はございません。
- (注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

データの基準日:2019年6月28日

基準価額・純資産の推移 (2015年12月4日~2019年6月28日)

分配の推移(税引前)



第3期(2017.06.02)	0円
第4期(2017.12.04)	716円
第5期(2018.06.04)	0円
第6期(2018.12.03)	0円
第7期(2019.06.03)	0円
設定來累計	716円

※分配金は1万口当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2015年12月4日)
- ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2	57.99

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)	
株価指数先物取引(売建)	△10.66	

■DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

4 医薬品

5 サービス業

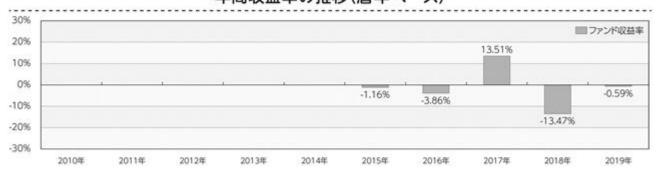
組入上位10銘柄

	資産の種類	比率(%)	
株式		96.36	
	内 日本	96.36	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3.64	
合計(純資産総額)		100.00	

LIGITY OF CALMPUNG		100100		
株式組入上位5業種				
順位	業種	比率(%)		
1	電気機器	15.84		
2	情報·通信業	13.88		
3	機械	8.67		
-	COST Add STR			

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ソニー	株式	日本	電気機器	3.14
2	日本電信電話	株式	日本	情報·通信業	3.03
3	花王	株式	日本	化学	2.82
4	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報·通信業	2.45
5	キーエンス	株式	日本	電気機器	2.35
6	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	2.30
7	日本電気	株式	日本	電気機器	2.01
8	日本電産	株式	日本	電気機器	1.92
9	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	1.89
10	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.78

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

- ※2015年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
- 楽当ファンドにはベンチマークはありません。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

7.84

6.67

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の 基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。 当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24% *(税抜3.00%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払う ものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日 に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務 の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託 会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解 約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解 約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回で きます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当 該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に 準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において 支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法	
マザーファンド	共等口の甘港価額	
受益証券	計算日の基準価額	
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場	
上場先物取引等	計算日における主たる金融商品取引所等が発表する清算値段または	
上场兀彻联引守	最終相場	

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2015年12月4日から原則として2020年12月2日までです。

ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

- a.計算期間は、原則として毎年6月3日から12月2日まで、および12月3日から翌年6月2日までとしま す。
- b.上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a.委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由など の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対 し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ.償還規定c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事 情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用 しません。

- f.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
- g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ・信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその 任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会 社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任し た場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更 等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合 を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任で きないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

口.信託約款の変更等

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b.委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a.からg.の規 定にしたがいます。
- i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

八.関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の 当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限 り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することがで きます。

また、当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社 との間の当該契約は、原則として期間満了の1ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示が ない限り、半年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更するこ とができます。

二.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL http://www.am-one.co.jp/)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

木. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年6月2日、12月2日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者 から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL http://www.am-one.co.jp/)

4【受益者の権利等】

収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の 閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成30年12月4日から令和1年6月3日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DRC 日本株アクティブファンド】

(1)【貸借対照表】

	第6期 平成30年12月3日現在	第7期 令和1年6月3日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	708,934,073	619,053,329
親投資信託受益証券	974,927,659	814,783,073
派生商品評価勘定	-	9,664,816
未収入金	589,168	27,574,264
前払金	11,226,848	-
差入委託証拠金	25,723,152	21,584,448
流動資産合計	1,721,400,900	1,492,659,930
資産合計	1,721,400,900	1,492,659,930
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,990,508	-
前受金	-	33,169,448
未払金	11,991,848	-
未払受託者報酬	413,326	333,752
未払委託者報酬	14,467,693	11,683,033
その他未払費用	16,175	12,597
流動負債合計	37,879,550	45,198,830
負債合計	37,879,550	45,198,830
純資産の部		
元本等		
元本	1 1,859,391,548	1 1,693,005,308
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 175,870,198	2 245,544,208
(分配準備積立金)	6,656,629	6,060,960
元本等合計	1,683,521,350	1,447,461,100
純資産合計	1,683,521,350	1,447,461,100
負債純資産合計	1,721,400,900	1,492,659,930

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自 平成30年6月5日 至 平成30年12月3日	第7期 自 平成30年12月4日 至 令和1年6月3日
有価証券売買等損益	77,812,395	100,144,586
派生商品取引等損益	38,951,696	21,094,884
営業収益合計	116,764,091	79,049,702
支払利息	346,152	244,397
受託者報酬	413,326	333,752
委託者報酬	14,467,693	11,683,033
その他費用	17,030	12,597
営業費用合計	15,244,201	12,273,779
営業利益又は営業損失()	132,008,292	91,323,481
経常利益又は経常損失()	132,008,292	91,323,481
当期純利益又は当期純損失()	132,008,292	91,323,481
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	7,355,875	5,911,671
期首剰余金又は期首欠損金()	61,035,756	175,870,198
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,817,975	15,737,800
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	9,817,975	15,737,800
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	175,870,198	245,544,208

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 .	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 .	デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	先物取引
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっ
		ては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等
		の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3 .	その他財務諸表作成のための基本	計算期間末日の取扱い
	となる重要な事項	
		当ファンドは、原則として毎年6月2日及び12月2日を計算期間の末日とし
		ておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を平成30年12月3
		日、当計算期間末日を令和1年6月3日としております。

(貸借対照表に関する注記)

		項目	第6期	第7期
		坦	平成30年12月3日現在	令和1年6月3日現在
1 .	1	期首元本額	2,215,816,230円	1,859,391,548円
		期中追加設定元本額	- 円	- 円
		期中一部解約元本額	356,424,682円	166,386,240円
2 .		受益権の総数	1,859,391,548□	1,693,005,308□
3 .	2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 175,870,198円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 245,544,208円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第6期	第7期
項目	自 平成30年6月5日	自 平成30年12月4日
	至 平成30年12月3日	至 令和1年6月3日
1. 1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(0円)、費用控除後、繰	当等収益(0円)、費用控除後、繰
	越欠損金を補填した有価証券売買等	越欠損金を補填した有価証券売買等
	損益(0円)、信託約款に規定され	損益(0円)、信託約款に規定され
	る収益調整金(357,966円)及び分	る収益調整金(325,933円)及び分
	配準備積立金(6,656,629円)より	配準備積立金(6,060,960円)より
	分配対象収益は7,014,595円(1万口	分配対象収益は6,386,893円(1万口
	当たり37.73円)でありますが、分	当たり37.73円)でありますが、分
	配を行っておりません。なお、分配	配を行っておりません。なお、分配
	金の計算過程においては、親投資信	金の計算過程においては、親投資信
	託の配当等収益及び収益調整金相当	託の配当等収益及び収益調整金相当
	額を充当する方法によっておりま	額を充当する方法によっておりま
	す。	す。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	第6期	第7期
項目	自 平成30年6月5日	自 平成30年12月4日
	至 平成30年12月3日	至 令和1年6月3日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当知は、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、 運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

T-D	第6期	第7期
項目	平成30年12月3日現在	令和1年6月3日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、 貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第6期	第7期	
種類	平成30年12月3日現在	令和1年6月3日現在	
	当期の	当期の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
親投資信託受益証券	77,238,886	92,781,659	
合計	77,238,886	92,781,659	

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

7/12/1/J/C								
			第6期				第7期	
	平成30年12月3日 現在			令和1年6月3日 現在				
植類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)
		1 年超				1年超		
市場取引								
先物取引								
売 建	276,400,000	-	287,385,000	10,985,000	249,110,000	-	239,440,000	9,670,000
合計	276,400,000	-	287,385,000	10,985,000	249,110,000	-	239,440,000	9,670,000

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

- 2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第6期	第7期
	平成30年12月3日現在	令和1年6月3日現在
1口当たり純資産額	0.9054円	0.8550円
(1万口当たり純資産額)	(9,054円)	(8,550円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

令和1年6月3日現在

	銘 柄	券面総額	評価額	備考
1至 天只	ניור בע	(円)	(円)	m 5
親投資信託受益証券	DIAM ツインアクティブ日本株マザー	806,556,200	814,783,073	
机及其旧配叉皿配力	ファンド 2	000,000,200	014,700,070	
親投資信託受益証券	合計	806,556,200	814,783,073	
合計	合計		814,783,073	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

(参考)

当ファンドは、「DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。 同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2」の状況

貸借対照表

科目	注記番号	平成30年12月3日現在	令和1年6月3日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		41,403,594	30,409,249
株式		935,940,300	776,778,300
未収配当金		4,296,850	7,558,000
流動資産合計		981,640,744	814,745,549
資産合計		981,640,744	814,745,549
負債の部			
流動負債			
未払金		6,724,034	-
流動負債合計		6,724,034	-
負債合計		6,724,034	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	857,607,019	806,556,200
剰余金			
剰余金又は欠損金()		117,309,691	8,189,349
元本等合計		974,916,710	814,745,549
純資産合計		974,916,710	814,745,549
負債純資産合計		981,640,744	814,745,549

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価
		評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相
		場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取
		引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 .	収益及び費用の計上基準	受取配当金
		原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金
		額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成30年12月3日現在	令和1年6月3日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファ	953,990,120円	857,607,019円
ンドの期首における当該親投資		
信託の元本額		
同期中追加設定元本額	42,567,683円	62,137,532円
同期中一部解約元本額	138,950,784円	113,188,351円
元本の内訳		
ファンド名		
DRC 日本株アクティブファ	857,607,019円	806,556,200円
ンド		
計	857,607,019円	806,556,200円
2. 受益権の総数	857,607,019口	806,556,200□

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年6月5日	自 平成30年12月4日
- 現日 	至 平成30年12月3日	至 令和1年6月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスクなどの市場リスクをでのリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

34/102	(同日の年間中に関する事項		
	項目	平成30年12月3日現在	令和1年6月3日現在
1 .	貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則	同左
		としてすべて時価で評価してい	
		るため、貸借対照表計上額と時	
		価との差額はありません。	
2 .	時価の算定方法	(1)有価証券	同左
		「(重要な会計方針に係る事項	
		に関する注記)」にて記載して	
		おります。	
		(2)デリバティブ取引	
		該当事項はありません。	
		(3)上記以外の金融商品	
		上記以外の金融商品(コール・	
		ローン等の金銭債権及び金銭債	
		務)は短期間で決済されるた	
		め、帳簿価額は時価と近似して	
		いることから、当該帳簿価額を	
		時価としております。	
3 .	金融商品の時価等に関する事項について	金融商品の時価には、市場価格	同左
	の補足説明	に基づく価額のほか、市場価格	
		がない場合には合理的に算定さ	
		れた価額が含まれております。	
		当該価額の算定においては一定	
		の前提条件等を採用しているた	
		め、異なる前提条件等によった	
		場合、当該価額が異なることも	
		あります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	平成30年12月3日現在	令和1年6月3日現在	
種類	当期の 損益に含まれた	当期の 損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
株式	14,837,794	52,847,748	
合計	14,837,794	52,847,748	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成29年12月5日から平成30年12月3日まで及び平成30年12月4日から令和1年6月3日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成30年12月3日現在	令和1年6月3日現在
1口当たり純資産額	1.1368円	1.0102円
(1万口当たり純資産額)	(11,368円)	(10,102円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

令和1年6月3日現在

日本水産 10-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-			評価額(円)		年0月3日現任
受辞・間 6,200 709.00 4,398,800	銘 柄	株式数			備考
安藤・岡 6,200 709.00 4,395,800	日本水産	10,500	640.00	6,720,000	
清水建設 6,400 904.00 5,785,600	ミライト・ホールディングス	3,900	1,671.00	6,516,900	
九電工 1,400 3,045.00 4,263,000 シェイエイシーリクルートメント 2,200 2,485.00 5,467,000 日本M & A センター 3,600 7,560.00 7,560,000 7,560	安藤・間	6,200	709.00	4,395,800	
ジェイエイシーリクルートメント 2,200 2,485.00 5,467,000 日本M&Aセンター 3,600 2,521.00 9,435,600 明治ホールディングス 1,000 7,560.00 7,560,000 アウトソーシング 5,700 1,083.00 6,173,100 アサヒグループホールディングス 1,400 4,813.00 6,738,200 不二製油グループ本社 1,800 3,225.00 5,805,000 エーピーシー・マート 1,100 6,740.00 7,414,000 日本たばこ産業 2,100 2,474.00 5,195,400 ラクト・ジャバン 1,400 4,215.00 5,991.000 ネクステージ 4,500 1,124.00 5,068,000 東急不がボールディングス 12,100 604.00 7,308,400 セブン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200 TIS 800 5,360.00 4,288,000 GMOペイメントゲートウェイ 700 7,390.00 5,173,000 北越コーポレーション 12,500 528.00 6,600,000 セントラル間子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化や工業 1,400 8,496.00 1,774,800 花王 1,400 8,793.00 10,774	清水建設	6,400	904.00	5,785,600	
日本M & A センター 3,600 2,621.00 9,435,600 旧治ホールディングス 1,000 7,560.00 7,560.00 7,560.00 アウトソーシング 5,700 1,083.00 6,173,100 79ウトソーシング 1,400 4,813.00 6,738,200 不二製油グルーブホールディングス 1,400 4,813.00 5,805.000 エーピーシー・マート 1,100 6,740.00 7,414,000 日本たば 産業 2,100 2,474.00 5,195.400 ラクト・ジャパン 1,400 4,215.00 5,901.000 東急不動産ホールディングス 1,400 4,215.00 5,901.000 東急不動産ホールディングス 12,100 604.00 7,308,400 セブン& アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200 TIS 800 5,360.00 4,288.000 ほかん 7,308.400 セブン& アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874.200 TIS 800 5,360.00 4,288.000 日本化ビコーポレーション 12,500 5,880.00 5,173,000 北越コーポレーション 12,500 5,880.00 5,173,000 北越コーポレーション 12,500 5,880.00 5,972.500 信急化学工業 1,400 8,496.00 11,894.400 第一工業製業 1,400 8,496.00 11,894.400 第元工業製業 1,400 8,496.00 11,894.400 第元工業 1,400 8,570.00 9,198.000 第元工具 1,400 8,570.00 9,198.000 第元工具 1,400 8,570.00 9,198.000 第元工具 1,400 8,570.00 9,198.000 第元工具 1,400 8,540.00 9,198.000 第元工具 1,400 8,540.000 9,198.000	九電工	1,400	3,045.00	4,263,000	
明治ホールディングス 1,000 7,560.00 7,560,000 アウトソーシング 5,700 1,083.00 6,173,100 アサビグループホールディングス 1,400 4,813.00 6,738,200	ジェイエイシーリクルートメント	2,200	2,485.00	5,467,000	
アウトソーシング 5,700 1,083.00 6,173,100 アサビグループホールディングス 1,400 4,813.00 6,738,200 不二製油グループ本社 1,800 3,225.00 5,805,000 工ービーシー・マート 1,100 6,740.00 7,414,000 日本たばこ産業 2,100 2,474.00 5,195,400 ラクト・ジャパン 1,400 4,215.00 5,901,000 ネクステージ 4,500 1,124.00 5,058,000 東急不動産ホールディングス 12,100 604.00 7,308,400 セブン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,674,200 T I S 800 5,360.00 4,288,000 G M Oペイメントゲートウェイ 700 7,390.00 5,173,000 北越コーボレーション 12,500 528.00 6,600,000 セントラル硝子 1,000 8,496.00 10,774,800 商生工業製業 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製業 1,400 8,496.00 11,894,400 アステラス製薬 3,600 3,572.00 12,859,200 アステラス製薬 3,600 3,572.00	日本M&Aセンター	3,600	2,621.00	9,435,600	
アサビグループホールディングス 1,400 4,813.00 6,738,200 不二製油グループ本社 1,800 3,225.00 5,805,000 エーピーシー・マート 1,100 6,740.00 7,414,000 日本たばこ産業 2,100 2,474.00 5,195,400 ラクト・ジャパン 1,400 4,215.00 5,901,000 ネクステージ 4,500 1,124.00 5,058,000 東急不動産ホールディングス 12,100 604.00 7,308,400 セブン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200 TIS 800 5,360.00 4,288,000 MOペイメントゲートウェイ 700 7,390.00 5,173,000 北越コーポレーション 12,500 528.00 6,600,000 セントラル硝子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化学工業 1,200 8,979.00 10,774,800 花王 1,400 8,979.00 10,774,800 花王 1,400 8,989.00 11,894,400 第一工業製票 1,400 2,795.00 3,913,000 武田業製業 1,400 2,795.00 12,859,200 アステラス製業 3,600 1,472.00 5,299,200	明治ホールディングス	1,000	7,560.00	7,560,000	
不二製油グループ本社 1,800 3,225.00 5,805,000	アウトソーシング	5,700	1,083.00	6,173,100	
エーピーシー・マート 1,100 6,740.00 7,414,000 日本たばこ産業 2,100 2,474.00 5,195,400 ラクト・ジャパン 1,400 4,215.00 5,901,000 ネクステージ 4,500 1,124.00 5,058,000 東急不動産ホールディングス 12,100 604.00 7,308,400 セプン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200	アサヒグループホールディングス	1,400	4,813.00	6,738,200	
日本たばこ産業 2,100 2,474.00 5,195,400 ラクト・ジャパン 1,400 4,215.00 5,901,000 ネクステージ 4,500 1,124.00 5,058,000 東急不動産ホールディングス 12,100 604.00 7,308,400 セブン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200 TIS 800 5,360.00 4,288,000 5 6,000 で 7,300,400 セブン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200 TIS 800 5,360.00 4,288,000 6,800,000 で 7,390.00 5,173,000 12,500 528.00 6,600,000 セントラル硝子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化学工業 1,200 8,979.00 10,774,800 花正 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 3,600 3,572.00 3,913,000 武田薬品工業 3,600 3,572.00 12,859,200 万ルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 月くRファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 9,074.00 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 第・372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 田光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 田光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 田光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 4,300 1,095.00 7,480,000 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 1ーツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	不二製油グループ本社	1,800	3,225.00	5,805,000	
ラクト・ジャパン 1,400 4,215.00 5,901,000 ネクステージ 4,500 1,124.00 5,058,000 東急不動産ホールディングス 12,100 604.00 7,308,400 セブン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200 T I S 800 5,360.00 4,288,000 GMOペイメントゲートウェイ 700 7,390.00 5,173,000 北越コーポレーション 12,500 528.00 6,600,000 セントラル硝子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化学工業 1,200 8,979.00 10,774,800 花王 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 武田薬品工業 3,600 1,472.00 5,299,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 テルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 リストランママッカリアの 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 リントトラスト 3,800 1,676.00 6,372,600 <tr< td=""><td>エービーシー・マート</td><td>1,100</td><td>6,740.00</td><td>7,414,000</td><td></td></tr<>	エービーシー・マート	1,100	6,740.00	7,414,000	
ネクステージ 4,500 1,124.00 5,058,000 東急不動産ホールディングス 12,100 604.00 7,308,400 セブン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200 TIS 800 5,360.00 4,288,000 GMOペイメントゲートウェイ 700 7,390.00 5,173,000 北越コーポレーション 12,500 528.00 6,600,000 セントラル硝子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化学工業 1,200 8,979.00 10,774,800 花王 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 武田薬品工業 3,600 3,572.00 12,859,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 テルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 JC Rファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164.800 9,741.00 1,672,600 ペブチドリーム 1,800 5,340.00 10,672,600 ペブチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,497.00 9,092,200 アスデオスコ 5,000 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 □ーツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 5,000 13,040.00 6,520,000	日本たばこ産業	2,100	2,474.00	5,195,400	
東急不動産ホールディングス 12,100 604.00 7,308,400 セブン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200 TIS 800 5,360.00 4,288,000 GMOペイメントゲートウェイ 700 7,390.00 5,173,000 北越コーボレーション 12,500 528.00 6,600,000 セントラル硝子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化学工業 1,200 8,979.00 110,774,800 花王 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 元出要風工業 3,600 1,472.00 5,299,200 万ルモ 2,800 3,572.00 12,859,200 万ルモ 2,800 3,572.00 12,859,200 万ルモ 2,800 3,505.00 8,540.000 月 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 9クオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 1,400 1,095.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	ラクト・ジャパン	1,400	4,215.00	5,901,000	
セブン&アイ・ホールディングス 1,900 3,618.00 6,874,200 TIS 800 5,360.00 4,288,000 GMのベイメントゲートウェイ 700 7,390.00 5,173,000 北越コーポレーション 12,500 528.00 6,600,000 セントラル硝子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化学工業 1,200 8,979.00 10,774,800 花王 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 元出華富工業 3,600 1,472.00 5,299,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 アステラス製薬 7,300 10,672,600 4,1646,800 10,672,600 4,795.00 10,672,600 4,795.00 10,672,600 4,795.00 10,672,600 4,795.00 10,672,600 4,700 5,290.00 日,775.00 10,672,600 4,700 5,290.00 日,775.00 10,672,600 4,700 5,290.00 日,720.00 日,720.0	ネクステージ	4,500	1,124.00	5,058,000	
TIS 800 5,360.00 4,288,000 GMOペイメントゲートウェイ 700 7,390.00 5,173,000 北越コーポレーション 12,500 528.00 6,600,000 セントラル硝子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化学工業 1,200 8,979.00 10,774,800 花王 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 武田薬品工業 3,600 3,572.00 12,859,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 デルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 JCRファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ベブチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フィルムホールディングス 1,800 3,160.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100	東急不動産ホールディングス	12,100	604.00	7,308,400	
GMのペイメントゲートウェイ 700 7,390.00 5,173,000 北越コーポレーション 12,500 528.00 6,600,000 セントラル硝子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化学工業 1,200 8,979.00 10,774,800 花王 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 武田薬品工業 3,600 3,572.00 12,859,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 テルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 J C R ファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第二共共 2,600 5,448.00 14,164,800 ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペブチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 加光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	セブン&アイ・ホールディングス	1,900	3,618.00	6,874,200	
北越コーポレーション	TIS	800	5,360.00	4,288,000	
セントラル硝子 2,500 2,389.00 5,972,500 信越化学工業 1,200 8,979.00 10,774,800 花王 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 武田薬品工業 3,600 3,572.00 12,859,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 テルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 J C R ファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フィルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リグルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	GMOペイメントゲートウェイ	700	7,390.00	5,173,000	
信越化学工業 1,200 8,979.00 10,774,800 花王 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 武田薬品工業 3,600 3,572.00 12,859,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 テルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 J C R ファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フィルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	北越コーポレーション	12,500	528.00	6,600,000	
花王 1,400 8,496.00 11,894,400 第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 3,913,000 3,913,000 3,913,000 12,859,200 7ステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 7ステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 8,540,000 J C R ファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フィルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	セントラル硝子	2,500	2,389.00	5,972,500	
第一工業製薬 1,400 2,795.00 3,913,000 武田薬品工業 3,600 3,572.00 12,859,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 テルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 JCRファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 7,480,000 パイシステンスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	信越化学工業	1,200	8,979.00	10,774,800	
武田薬品工業 3,600 3,572.00 12,859,200 アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 テルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 月、日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	花王	1,400	8,496.00	11,894,400	
アステラス製薬 3,600 1,472.00 5,299,200 テルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 JCRファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	第一工業製薬	1,400	2,795.00	3,913,000	
テルモ 2,800 3,050.00 8,540,000 JCRファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	武田薬品工業	3,600	3,572.00	12,859,200	
JCRファーマ 1,400 6,570.00 9,198,000 第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800 ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	アステラス製薬	3,600	1,472.00	5,299,200	
第一三共 2,600 5,448.00 14,164,800	テルモ	2,800	3,050.00	8,540,000	
ラクオリア創薬 7,300 1,462.00 10,672,600 ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	JCRファーマ	1,400	6,570.00	9,198,000	
ペプチドリーム 1,800 5,340.00 9,612,000 リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	第一三共	2,600	5,448.00	14,164,800	
リゾートトラスト 3,800 1,676.00 6,368,800 伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000 富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	ラクオリア創薬	7,300	1,462.00	10,672,600	
伊藤忠テクノソリューションズ 2,400 2,655.00 6,372,000	ペプチドリーム	1,800	5,340.00	9,612,000	
富士フイルムホールディングス 1,400 5,150.00 7,210,000 出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100 太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	リゾートトラスト	3,800	1,676.00	6,368,800	
出光興産 2,100 2,901.00 6,092,100	伊藤忠テクノソリューションズ	2,400	2,655.00	6,372,000	
太平洋セメント 1,800 3,160.00 5,688,000 リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	富士フイルムホールディングス	1,400	5,150.00	7,210,000	
リクルートホールディングス 2,600 3,497.00 9,092,200 アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	出光興産	2,100	2,901.00	6,092,100	
アマダホールディングス 4,300 1,095.00 4,708,500 ディスコ 500 14,960.00 7,480,000 小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	太平洋セメント	1,800	3,160.00	5,688,000	
ディスコ50014,960.007,480,000小松製作所2,9002,373.006,881,700ローツェ2,8002,050.005,740,000ダイキン工業50013,040.006,520,000	リクルートホールディングス	2,600	3,497.00	9,092,200	
小松製作所 2,900 2,373.00 6,881,700 ローツェ 2,800 2,050.00 5,740,000 ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	アマダホールディングス	4,300	1,095.00	4,708,500	
ローツェ2,8002,050.005,740,000ダイキン工業50013,040.006,520,000	ディスコ	500	14,960.00	7,480,000	
ダイキン工業 500 13,040.00 6,520,000	小松製作所	2,900	2,373.00	6,881,700	
	ローツェ	2,800	2,050.00	5,740,000	
アマノ 2,600 2,814.00 7,316,400	ダイキン工業	500	13,040.00		
	アマノ	2,600	2,814.00	7,316,400	

	1			書(内国投資信
ツバキ・ナカシマ	2,500	1,627.00	4,067,500	
ミネベアミツミ	3,600	1,585.00	5,706,000	
тнк	1,400	2,150.00	3,010,000	
日立製作所	2,900	3,709.00	10,756,100	
安川電機	1,200	3,095.00	3,714,000	
日本電産	1,100	13,315.00	14,646,500	
日本電気	2,000	3,955.00	7,910,000	
ソニー	4,700	5,168.00	24,289,600	
TDK	700	7,370.00	5,159,000	
キーエンス	300	58,920.00	17,676,000	
ローム	900	6,750.00	6,075,000	
太陽誘電	3,000	1,956.00	5,868,000	
村田製作所	2,100	4,531.00	9,515,100	
トヨタ自動車	2,900	6,343.00	18,394,700	
本田技研工業	2,600	2,659.50	6,914,700	
スズキ	2,200	5,101.00	11,222,200	
ヤマハ発動機	3,100	1,826.00	5,660,600	
小糸製作所	900	5,030.00	4,527,000	
コーナン商事	2,300	2,196.00	5,050,800	
パン・パシフィック・インターナショ	2,000	6,730.00	13,460,000	
ナルホールディングス	2,000	0,730.00	13,400,000	
島津製作所	2,700	2,633.00	7,109,100	,
SCREENホールディングス	1,500	3,595.00	5,392,500	
НОҮА	1,500	7,366.00	11,049,000	
ノーリツ鋼機	2,500	1,632.00	4,080,000	
バンダイナムコホールディングス	1,600	5,330.00	8,528,000	
任天堂	200	38,520.00	7,704,000	
伊藤忠商事	3,600	1,958.00	7,048,800	
三菱商事	5,300	2,840.00	15,052,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	31,200	497.00	15,506,400	
三井住友フィナンシャルグループ	3,500	3,740.00	13,090,000	
みずほフィナンシャルグループ	67,000	151.60	10,157,200	
SBIホールディングス	3,900	2,380.00	9,282,000	
オリックス	5,300	1,510.50		
第一生命ホールディングス	4,000	1,557.00		
東京海上ホールディングス	1,800	5,417.00	9,750,600	
東京急行電鉄	4,400	1,968.00	8,659,200	
西日本旅客鉄道	1,000	8,534.00	8,534,000	
東海旅客鉄道	500	22,890.00	11,445,000	
西武ホールディングス	3,000	1,834.00	5,502,000	
SGホールディングス	2,300	3,040.00		
住友倉庫	5,800	1,371.00		
日本電信電話	5,100	4,895.00	24,964,500	
KDDI	3,300	2,789.00		
ソフトバンク	5,500	1,424.50		
関西電力	4,300	1,316.00		
エイチ・アイ・エス	2,500	3,145.00	7,862,500	
セコム	1,100	9,196.00	10,115,600	
コナミホールディングス	1,100	5,180.00		
ニトリホールディングス	800	13,105.00	10,484,000	

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ソフトバンクグループ	2,000	9,612.00	19,224,000	
合計	359,200		776,778,300	

(2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和1年6月28日現在

資産総額	1,459,311,127円
負債総額	3,702,103円
純資産総額(-)	1,455,609,024円
発行済数量	1,681,309,253□
1口当たり純資産額(/)	0.8658円

(参考)

DIAM ツインアクティブ日本株マザーファンド2

令和1年6月28日現在

資産総額	895,736,800円
負債総額	51,585,264円
純資産総額(-)	844,151,536円
発行済数量	806,556,200 🗆
1口当たり純資産額(/)	1.0466円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定 によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額(2019年6月28日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2019年6月28日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締 役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役 の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の 決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役 会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業) ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。ま た、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年6月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,148,126,943,859
追加型株式投資信託	868	13,507,046,429,619
単位型公社債投資信託	45	133,655,540,124
単位型株式投資信託	164	1,255,969,173,901
合計	1,103	16,044,798,087,503

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第34期事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	49,071,217	41,087,475
金銭の信託	12,083,824	18,773,228
有価証券	-	153,518
未収委託者報酬	11,769,015	12,438,085
未収運用受託報酬	4,574,225	3,295,109
未収投資助言報酬	341,689	327,064
未収収益	59,526	56,925
前払費用	569,431	573,874
その他	427,238	491,914
流動資産計	78,896,169	77,197,195
固定資産		
有形固定資産	1,643,826	1,461,316
建物	1 1,156,953	1 1,096,916
器具備品	1 476,504	1 364,399
建設仮勘定	10,368	-
無形固定資産	1,934,700	2,411,540
ソフトウエア	1,026,319	885,545
ソフトウエア仮勘定	904,389	1,522,040
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	60	23
投資その他の資産	8,270,313	9,269,808
投資有価証券	1,721,433	1,611,931
関係会社株式	3,229,196	4,499,196
長期差入保証金	1,518,725	1,312,328
繰延税金資産	1,699,533	1,748,459
その他	101,425	97,892
固定資産計	11,848,840	13,142,665
資産合計	90,745,010	90,339,861

	等の出	第24期
	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)	((
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	-
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	-
運用責任準備積立金	200,000	-
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

(2)【損益計算書】

	第33期		第34期	E. E	
	(自 2017年4月		(自 2018年4		
AM MICHELY	至 2018年3月	[31日)	至 2019年3月	月31日)	
営業収益	<u>.</u>				
委託者報酬	84,705,447		84,812,585		
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356		
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553		
その他営業収益	117,586		113,622		
営業収益計		105,165,133		102,645,117	
営業費用					
支払手数料	37,242,284		36,100,556		
広告宣伝費	379,873		387,028		
公告費	1,485		375		
調査費	23,944,438		24,389,003		
調査費	10,677,166		9,956,757		
委託調査費	13,267,272		14,432,246		
委託計算費	1,073,938		936,075		
営業雑経費	1,215,963		1,254,114		
通信費	48,704		47,007		
印刷費	947,411		978,185		
協会費	64,331		63,558		
諸会費	22,412		22,877		
支払販売手数料	133,104		142,485		
営業費用計	,	63,857,984	,	63,067,153	
一般管理費				,,	
給料	11,304,873		10,859,354		
役員報酬	189,022		189,198		
給料・手当	9,565,921		9,098,957		
賞与	1,549,929		1,571,197		
交際費	58,863		60,115		
寄付金	5,150		7,255		
旅費交通費	395,605		361,479		
租税公課	625,498		588,172		
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876		
退職給付費用	595,876		521,184		
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667		
福利厚生費	49,797		45,292		
修繕費	4,620		16,247		
	1,393,911		1,344,466		
日本	49,986		48,609		
役員員与51日並総八領 機器リース料	49,966		48,609		
事務委託費	3,037,804				
	3,037,804 144,804		3,302,806		
事務用消耗品費	· ·		131,074		
器具備品費	5,253		8,112		
諸経費	149,850	20 500 770	188,367	10 505 040	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212	
営業利益		20,724,376		19,992,752	

					(単位:千円)	
		第33		第34期		
			∓4月1日 =3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		
 営業外収益		<u> </u>	(10,10.11)			
受取利息		1,430		1,749		
受取配当金		74,278		73,517		
時効成立分配金・償還金		256		8,582		
為替差益		8,530		-		
投資信託解約益		236,398		-		
投資信託償還益		93,177		-		
受取負担金		-		177,066		
維収入		10,306		24,919		
時効後支払損引当金戻入額		17,429		19,797		
営業外収益計		, -	441,807	, -	305,633	
) 為替差損		-		17,542		
投資信託解約損		4,138		-		
投資信託償還損		17,065		-		
金銭の信託運用損		99,303		175,164		
雑損失		-		5,659		
営業外費用計			120,507		198,365	
経常利益			21,045,676		20,100,019	
特別利益						
固定資産売却益		1		-		
投資有価証券売却益		479,323		353,644		
関係会社株式売却益	1	1,492,680		1 -		
本社移転費用引当金戻入額		138,294		-		
その他特別利益		350		-		
特別利益計			2,110,649		353,644	
特別損失						
固定資産除却損	2	36,992		2 19,121		
固定資産売却損		134		-		
退職給付制度終了損		690,899		-		
システム移行損失		76,007		-		
その他特別損失		50		-		
特別損失計			804,083		19,121	
税引前当期純利益			22,352,243		20,434,543	
法人税、住民税及び事業税			6,951,863		6,386,793	
法人税等調整額			249,832		71,767	
法人税等合計			6,702,031		6,315,026	
当期純利益			15,650,211		14,119,516	

(3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

		株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金				
	3m I A						その他和	川益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主	資本	評価・換		
	利益剰余金		その他		純資産
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	合計
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

									(+12, 113)
	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
			7.0%	次上割へへ			その他和	川益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益	別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金 の積立						7,100,000			
研究開発 積立金の取崩							300,000		
運用責任準備 積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金 の取崩									6,600,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金	## → 次 →	その他	並/正 投祭	純資産
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計 	合計
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発 積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備 積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金 の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 :移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの:決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定) 時価のないもの:移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評 価方法	
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備について は、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を表別により持分した額を表別により持分した額を表別により持分した額を表別により持分してあります。 (4)時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5)本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
6.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。
	′°

表示方法の変更

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

(千円)

	第33期	第34期
	(自 2017年4月 1日	(自 2018年4月 1日
	至 2018年3月31日)	至 2019年3月31日)
関係会社株式売却益	1,492,680	-

2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

		(113)	
	第33期	第34期	
	(自 2017年4月 1日	(自 2018年4月 1日	
	至 2018年3月31日)	至 2019年3月31日)	
建物	298	1,550	
器具備品	8,217	439	
ソフトウエア	28,472	17,130	
電話加入権	3	-	

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月21日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(=) = +						
決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日	普通 株式	利益	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	12,520,000	313,000	2010年3月31日	2010年0月21日

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日	普通株式	12 520 000	242,000	2018年3月31日	2040年6日24日
定時株主総会	A種種類 株式	12,520,000	313,000	2010年3月31日	2018年6月21日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日	普通 株式	利益	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	11,200,000	202,000	2019牛3月31日	2019中0月21日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の 株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

第33期(2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2)金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3)未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4)未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	41,087,475	41,087,475	
(2)金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3)未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4)未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1)未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている 有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

		(, , -)
区八	第33期	第34期
区分	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
非上場株式	272,464	276,764
関係会社株式	3,229,196	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、 時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有 価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(2018年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2)金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3)未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	41,087,475	-	-	1
(2)金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3)未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第33期(2018年3月31日現在)

(千円)

			(113)
区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額276,674千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するととも に、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円) 第33期 第34期 (自 2017年4月 1日 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) 至 2018年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2,718,372 2,154,607 勤務費用 269,128 300,245 利息費用 7,523 1,918 数理計算上の差異の発生額 61,792 10,147 退職給付の支払額 111,758 158,018 確定拠出制度への移行に伴う減少額 1,316,796 退職一時金制度改定に伴う増加額 526,345 その他 438 退職給付債務の期末残高 2,154,607 2,289,044

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円) 第33期 第34期 (自 2017年4月 1日 (自 2018年4月 1日 至 2018年3月31日) 至 2019年3月31日) 年金資産の期首残高 1,363,437 期待運用収益 17,042 事業主からの拠出額 36,672 確定拠出制度への移行に伴う減少額 1.417.152 年金資産の期末残高

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	204,636	150,568
未認識過去勤務費用	312,836	243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(千円)
	第33期	第34期
	(自 2017年4月 1日	(自 2018年4月 1日
	至 2018年3月31日)	至 2019年3月31日)
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	17,042	-
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	-
その他	1,620	3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失(注)	690,899	-

⁽注)特別損失に計上しております。

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円) 第34期 第33期 (自 2018年4月 1日 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日) 至 2019年3月31日) 退職給付引当金の期首残高 300,927 退職給付費用 53,156 制度への拠出額 35,640 確定拠出制度への移行に伴う減少額 391,600 退職一時金制度改定に伴う振替額 108,189 退職給付引当金の期末残高

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 53,156千円 当事業年度 - 千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第33期</u>	<u>第34期</u>
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	-	138,994
運用受託報酬	-	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額(一括償却資産)	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額(税法上)	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	-
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	281,720	321,067
繰延税金負債合計	281,720	321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投	投資運用業務、投	信託業務、銀行業	投資運用業務、投
	資助言・代理業務	資助言・代理業務	務、投資運用業務	資助言・代理業務

2. 企業結合日 2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

 ·		1 3 2 3 3 3 3 3 3
스카ク	DIAM	MHAM
云紅石	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円 取得原価 144,212,500千円 (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額 76,224,837千円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b.負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。

(4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額

53,030,000千円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん 70,507,975千円 66,696,733千円 顧客関連資産 45,200,838千円 39,959,586千円

(2)損益計算書項目

	第33期	第34期
	(自 2017年4月 1日	(自 2018年4月 1日
	至 2018年3月31日)	至 2019年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,012,128千円	9,043,138千円
経常利益	9,012,128千円	9,043,138千円
税引前当期純利益	9,012,128千円	9,091,728千円
当期純利益	7,419,617千円	7,489,721千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭	187,243円04銭

(注)営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額 3,811,241千円 3,811,241千円 額客関連資産の償却額 5,233,360千円 5,241,252千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)及び第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

属	会社等の	住所	又は	内容又	議決権等の所		系内容	取引の内容		科目	期末残高
性	名称		出資金	は職業	所有\	役員の 兼任等	l		(千円)		(千円)
親会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	ı	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	894,336
の	みずほ証 券株式会			証券業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,549,208

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属	会社等の	住所	又は	内容又	議決権等の所		系内容	取引の内容		科目	期末残高
性	名称		山 負玉	は職業	能力)	役員の 兼任等			(千円)		(千円)
	株式会社 みずほ銀 行			銀行業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	915,980
社の子								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
会社	みずほ証 券株式会 社			証券業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,670,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理 的に決定しております。
- (注3)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

(1株当たり情報)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	ı	ı
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

⁽注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜 させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとし て内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいま す。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数 を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体と して政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引 または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社(以下「MGAI」といいます。)の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100%子会社(新商号:アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社)としました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (1) 受託会社
 - a . 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2019年3月末現在 247,369百万円

c . 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
三菱 U F J モルガン・スタン レー証券株式会社	40.500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。

(注)資本金の額は2019年3月末現在

(3)投資顧問会社

a . 名称

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社

b. 資本金の額

2019年3月末現在 200百万円

c . 事業の内容

日本において投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- 「受託会社」は、以下の業務を行います。
- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務
- 「販売会社」は、以下の業務を行います。
- (1)募集の取扱いおよび販売
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書) および運用報告書の交付
- (7)その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社は委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用指図等について助言を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

書類名	提出年月日	
有価証券報告書	2019年3月1日	
有価証券届出書	2019年3月1日	

独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

今和1年7月19日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印業務 執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDRC 日本株アクティブファンドの平成30年12月4日から令和1年6月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DRC 日本株アクティブファンドの令和1年6月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

⁽注1)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。